

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和元年10月29日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年9月8日（日）午後3時30分頃、周南市立須々万中学校グラウンドにおいて、運動会の後片付けを行っていた際、生徒が運ぶテントの支柱が臨時駐車場に駐車していた車両に接触し、車両の側面を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥49,907-

2 専決処分の年月日

令和元年10月11日